

令和2年4月28日

保護者の皆様へ

神戸市

学童保育の特別保育期間を延長します

本市においては、学童保育における感染防止をより一層徹底し、子どもの命を守るため、令和2年4月14日(火)から令和2年5月6日(水)まで、真にやむを得ない場合に限り受け入れる特別保育に移行しましたが、新型コロナウイルス感染症の状況から、この期間を下記のとおり延長します。

特別保育期間中できる限りお仕事などの都合をつけていただき、原則として家庭での保育をお願いします。また、真に保育が必要な方については、引き続き学童保育をご利用いただけますので、施設までご相談ください。

記

1. 特別保育延長期間 令和2年5月7日(木)～令和2年5月31日(日)

※状況によって変更する場合があります。

2. 特別保育について

- (1) 対象者

医療従事者、警察、消防、介護等社会の機能を維持するために就業継続が必要な方等で、かつ、「神戸市立放課後児童クラブ特別保育申出書」を提出した方に限ります。なお、既に特別保育申出書を提出している場合は、改めてご提出いただく必要はありません。

- (2) 申込方法

ご利用中の児童館又は学童保育コーナーに「神戸市立放課後児童クラブ特別保育申出書」をご提出ください。申出書は、次の二次元コードからも読み込み可能です。



3. 利用料の取扱いについて

取扱いについて、方針が確定しましたら学童保育運営者を通じてお知らせさせていただきます。

4. その他

- ① 神戸市では、子育てに関する相談ダイヤルを設けています。子どもの育て方について、不安を感じたらご連絡下さい。

- ② 特別保育期間中に子どもを保育するため有給(年次休暇を除く)の休暇を取得させた事業主に対する助成金の制度があります。参考までにお知らせします。

